



平成 29 年 7 月 12 日

(一社) 社会的包摂サポートセンター

1 優先的に解決すべき社会課題は「相談者が安心できる場がないこと」

※ホットラインへ寄せられる相談の現状から

- ・ 24 時間年中無休のフリーダイヤルに一日 3 万件、年間 1 千万件を超える電話が寄せられている
- ・ 「今死にたい」という電話窓口に 1 日 3000 件
- ・ 性暴力被害、セクシュアルマイノリティ支援、外国語（9 か国語対応）等の専門ラインにも 1 日 2700 件の架電
- ・ 利用者の 4 割は、相談できる人がなく、6 割は就労できていない
- ・ 相談できない人が一番大変。誰にも相談できない理由は？

① 悩みが複合的でコミュニケーションが苦手。自責の念がある

事例) 40 代男性：父親の介護のため都市部での仕事を辞めて実家に戻った。父親が老人ホームに入所。生活費を貰えなくなり兄の世話になっている。うつ症状が出ているが、医療費の無心もしづらく、引きこもっている。家を出たいが、生活保護などもってのほか、世間体が悪いと反対されてしまう。資格もないから仕事も自信がない。自分の判断だから仕方ないがこのまま生きていても意味ないのではと思ってしまう。

② 「露見の恐怖」が高く、地域では相談できない

事例) 20 代女性：父親に、レイプされたと打ち明けた時、「お前にスキがあるからだ」と責められた。加害者は父の会社の上司で、よく家に来る人。父が働けなくなるし学校にも行けなくなると我慢したのに責められた。母には「相手の言うなりになったから」、「家の恥」など酷いことを言われた。人に知られたら生きていけない。結婚を考える年齢になって、どうしたらいいのかすごく悩む。

③ 制度の対象にならない

事例) 30 代：自分は MtF でホルモン治療を受けている。交際男性がいて結婚を誓っているが、相手の両親が反対しており、関係がこじれて不安。自分の家族はセクシュアルマイノリティに偏見がある。疎遠。嫌な思い出ばかり。父は酒飲みで、暴力を振るう人だった。彼は長男として期待された跡継ぎ。相談にのってくれる人はいなくて辛い。

2 行政が対応することが困難な課題

① のような相談者の場合

→ 「自助グループ的な居場所」が効果的だが、障害者手帳のない相談者には中長期的な生活支援の制度はなく、「居場所」の運営は生活困窮者自立支援法の対象ともなっていない

② の場合

→ 性暴力被害 (DV 被害含む)



性暴力被害ワンストップセンターはあるが、急性期の対応が基本で中長期的なケアは自己負担しかない。DV 被害者支援も一時保護以降は生活保護以外支援制度はない。PTSD に悩む方が大半であり、ステップハウスのような長期シェルターでのケアが効果的だが、運営は数少ない民間支援団体に限られている

→セクシュアルマイノリティ

家族にすらカムアウトできない問題なので、相談窓口は民間団体含めて極めて少ない。「性同一性障害者」のみ特例法があるが、若年の同性愛者の自殺念慮の相談対応ではなく、DV 被害の一時保護もない

→広域避難者

福島県から他県に避難した場合、そのことを理由に差別される事例があり相談できない

③ について

→障害者手帳の要件に該当しない場合は使える制度が極めて少ない。また、外国語のサービスは、専門的な通訳の不足は深刻である（ホットラインから地方自治体に派遣している実態がある）

3 どのような手法で解決すべきか

→「課題」を良く知る当事者性の高い支援者による支援を整備し、
安心できる居場所（相談先）を提供する

① 人材育成→困難の体験者を支援者に育成する

② 匿名で語れる相談の提供

→「相談しにくい悩み」に対応して電話、SNS、チャットルームなどの相談を提供

③ 専門的なニーズに応える体制の提供

→例えば、多言語対応、性暴力被害者対応（複雑性 PTSD への理解）、セクシュアルマイノリティ対応（性的指向、性自認、GID 等への理解）、広域避難対応（災害救助法への理解）など

④ 対面の「自助的な居場所」の提供

→すぐに就労などの社会参加が困難な相談者に「回復の時間」を提供する

4 活動の成果等の考え方について

① 1年間の事業を第三者委員会にて評価いただいている

評価項目：電話数について、24時間稼働について、コーディネーター、相談員について、地域センターの仕組みについて、社会資源の発掘、地域ネットワーク化について、相談表管理システムについて、専門ラインについて、支援内容について、被災者支援ダイヤルについて、具体的な事業運営状況について

② 電話相談事業報告の公表

相談内容分析検討委員会を設置し、報告書の監修を実施している

③ シンポジウム等を開催し、広く相談実績等を公開している

休眠預金等活用審議会ヒアリング回答書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長
赤石千衣子

質問事項 1

優先的に解決すべき社会課題

現在取り組んでいる活動内容から考えると以下のようなものである。

ただし、ひとり親家庭の親子に関しその他の問題もある。

- ① ひとり親世帯の子どもたちの教育費の不足（特に入学時の資金不足）
- ② シングルマザーの就労の困難
- ③ ひとり親世帯の社会的孤立
- ④ ひとり親世帯への確かな・かつ訴求力のある情報提供の不足

質問事項 2

①に関して分解すると

・行政ができること 就学援助の改善（漏給の解消、前倒し支給、額の拡充）／制服に関する改善
そのほか

・民間ができること 上記で漏れるような問題への対応 就学援助の不足額、制服交換会やリサイクルショップの推進、そのほか。最後の頼みの綱としての入学時のお祝金（給付金）事業（多額な資金＝H28年度当団体の資金は1100万円＝が必要、かつ減ることがなかなかなく、緊急性あり）

②シングルマザーの就労の困難

・行政ができること 就労支援制度の創設・運営 就労講習会、

・民間ができること 企業との連携による就労支援事業 企業の積極的な雇用を促す

③ひとり親世帯への社会的孤立

ひとり親世帯の孤立については「同じ立場の人と会ったことがなかった」等の言葉を多く聞く。

行政が居場所をつくり、(ほっとサロン等)、運営を民間に任せるべきではないか。(親しみやすい、柔軟な運営、仲間意識が育ちやすい)

④ ひとり親世帯への情報の不足

行政による チラシ作成、メルマガ等ができるがひとり親の視点が不足。

民間はネット社会で、フェイクニュースとは言えないが、「悲惨さを訴えPV数を稼ぐような情報に確かな情報が負ける」という状況が続いている。より確かで親しみやすく、サイトのアルゴリズムにも勝つ情報サイトの構築が必要。

質問 3

入学お祝金（給付金）等の事業については行政による政策の充実があるまでは10年程度は必要だろ

う（さらに 20 年になる可能性がある）。

そのほかの②③④については適宜活用がありうる。

質問 4

①入学お祝金について

365 人の子どもたちが入学時の資金提供を民間資金で受けることができた→親子のエンパワー、「この社会も捨てたものじゃない、がんばろう」→子どもたちの将来を切り開いていく力をつける、親もより相談できるところとつながり生活の困りごとの解決を図っていく
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

②就労支援プログラムについて

非正規就労が多く、低賃金で長時間働くひとり親が多い
→→子どもが比較的小さいときに適切な就労支援プログラムを受けて正規就労あるいはより安定・報酬の高い仕事に就く
→→親のポジティブな取り組みによる子どもへの好影響、就労の安定による教育費の捻出がより容易になる、子どもとの時間がとりやすくなり子どもの暮らしが安定
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

③ひとり親の社会的孤立

ひとり親が同じ立場の人と会ったことがなく孤立している
→→同じ立場の人と会う、あるいは複数の相談先を得る
→→精神状態が良好になり、問題解決力と情報を得て、就労や子育ての問題解決
→→子どもたちの健全な育ち、母の心身の健康の向上、就労や子育ての質が向上
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

④ひとり親世帯への確かな訴求力のある情報の不足

→→適切な情報提供による、エンパワーと就労、相談、そのほかへつながることができる
→→子どもたちの健全な育ち、母の心身の健康の向上、就労や子育ての質が向上
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

2017 年 7 月 3 日

休眠預金の使用用途に関する案

特定非営利活動法人

自立支援センターふるさとの会

理事 秋山雅彦

質問事項 1 貴団体の活動（研究・資金提供・中間支援）を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。

➡住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、低額所得者など）への入居支援と空き家活用

質問事項 2 そのうち、行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。

➡住宅セーフティネット法の整備により、住宅確保要配慮者への入居を拒まない住宅が登録されるが、入居希望者本人の心身の状態・リズムに合わせた賃貸借契約前の「体験入居」等の「お試し期間」の設定

質問事項 3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

➡「お試し期間」の日割り賃料を家主へ実費弁償する、または概ね 3 か月間等の期間を区切って「家賃保証（助成）」を行う。

質問事項 4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

➡住宅確保要配慮者への入居制限解消、住宅セーフティネット法による居住支援とその隙間となる「お試し期間」の家賃保証で、空き家・空き室に悩む不動産所有者の安心感につながり、空き家活用が促進される。

提案理由

①住宅セーフティネット法で整備されるのは、

- 1、住宅確保要配慮者の定義
- 2、入居を拒まない賃貸住宅の登録
- 3、入居支援を行う「居住支援法人」の指定および相談、家賃債務保証を行う
- 4、独立行政法人住宅金融支援機構による登録住宅の改良に必要な資金の貸付け及び家賃債務保証保険契約に係る保険を行う

であるが高齢者や障害者等が転居に伴い、生活環境の変化「リロケーション・ダメージ」（認知症を患う高齢者が、施設入所などの大きな環境の変化に適応出来ず、錯乱状態に陥り、不穏、不眠、介護拒否などを起こす事）を緩和するための対応がなされておらず、

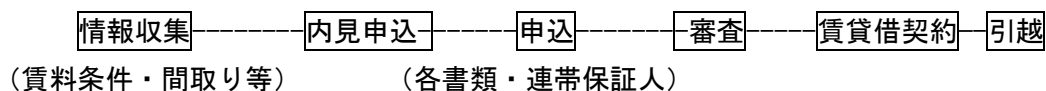
心身の状態が不安定となる可能性もあり、スムーズな賃貸借契約に結び付かないことが懸念される。

そこで、障害者総合支援法 共同生活援助（グループホーム）における通過型施設借上費（都加算）では利用者が退去した居室の家賃、更新料および礼金を退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日まで補助する制度、「体験入所・お試し期間」を取り入れることで、現に入所希望者と福祉事業者の安心感につながり精神科病院等からの地域生活移行が促進されている。

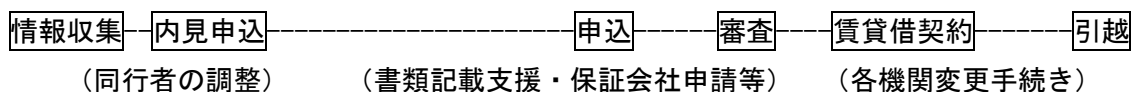
これらを参考に要配慮者への入居を拒まない賃貸住宅へも「お試し期間」の設定を望む。

- ②「お試し期間」の設定は、要配慮者へ居住支援法人がサポートする情報提供、相談、見守り等業務外となる、通常賃貸借契約へ至る手続き・期間とは違う「時間的配慮」が必要であると考えられる。その時間的配慮は一方で、家主側の待機時間・空室期間となり経済的損失を招き、結果として要配慮者への入居を嫌がるようになる。

通常の賃貸借契約へ至る手続き・期間（申込から2～3週間以内）



要配慮者の手続き・期間（申込する前段階から様々なサポートが必要で1か月以上かかる）



「お試し期間」

- ※家主側は申込が入ってから契約に至る期間中に修繕・クリーニングを入れることもある。また申込を入れると仲介事業者は募集広告を止めるため、申込後のキャンセルは嫌がる。要配慮者の生活環境を変化するときの意思決定プロセスも考慮しなければならない。

【参考法令】第193回国会 4月26日公布

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

以上